

議 案 説 明 書

【 5 月 2 7 日開催分】

令和 6 年 6 月定例会

令和 6 年度生駒市議会第 3 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 6 年 5 月 2 7 日 (月) 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 3 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 4 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第 5 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
報告第 6 号	令和 5 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 7 号	令和 5 年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書
報告第 8 号	令和 5 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書
議案第 45 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）
議案第 46 号	令和 6 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第 47 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 48 号	市道路線の認定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総 務 部 長	小林弘幸	地域活力創生部長	川島健司	福 祉 部 長	後藤治彦
子育て健康部長	吉村智恵	建 設 部 長	米田尚起	都市整備部長	清水一彦
上下水道部長	岡村祥宏	教 育 部 長	鍬田明年	生涯学習部長	坂谷 操

報告第3号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【子育て健康部】

本件は、セラビーいこま駐車場内において、駐車場を利用していた車両に損傷を与えたことについて、この度示談が成立したので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年5月10日付けで専決処分を行い、同法同条第2項の規定により、報告するものです。

事象の概要ですが、セラビーいこま駐車場内において、同駐車場を利用していた乗用車の後輪が、老朽化していた車止めに接触した際、当該車止めが地面から剥離し、車両下部を損傷させたものです。

今回の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が100%となり、28万5748円で相手側と合意しており、この費用は、本市が加入している施設賠償責任保険から全額支払っています。

なお、事象発生後、同駐車場内の車止めを総点検し、当該車止めとともに、同様に老朽化していた他の車止めをすべて新しい車止めに改修いたしました。今後も駐車場内の施設の点検をより入念に行い、同様の事象の再発防止に努めます。

報告第 4 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

報告第 5 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

【建設部】

本件は、市道の舗装表面に発生した穴ぼこにより、同所を走行していた車両に損傷を与えたことについて、この度示談が成立しましたので地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、報告第 4 号については令和 6 年 5 月 13 日に、報告第 5 号については令和 6 年 5 月 21 日にそれぞれ専決処分を行い、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

事象の概要ですが、まず、報告第 4 号については本年 3 月 26 日に壱分町地内、市道西壱分線支線 5 号において、同所を走行していた乗用車が市道の舗装表面に発生した穴ぼこに、車両助手席側後輪がはまり、衝撃でタイヤ及びホイールを損傷させたものです。

本件の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が 50% となり、2 万 8 6 0 0 円で相手側と合意しています。

つづきまして、報告第 5 号については本年 4 月 28 日に高山町地内、市道高山北田原線におきまして、同所を走行していた乗用車が市道の舗装表面に発生した穴ぼこに、車両助手席側前後輪がはまり、衝撃でタイヤ及びホイールを損傷させたものです。

本件の損害賠償額については、市の管理責任としての過失割合が 40% となり、8 万 7 4 0 0 円で相手側と合意しています。

なお、当該 2 箇所とも事象発生後、応急復旧しています。

また、この費用は、本市が加入しています全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額支払われることになります。

今後道路パトロールなどにより他の市道においても、安全確認に努めます。

報告第6号 令和5年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

【総務部】

まず、款総務費、項総務管理費、事業名人事管理費で、児童手当制度の改正に伴い、本市の職員に支給する児童手当に対応するためのシステム改修に要する費用として、繰越明許額と同額の121万円を繰り越したものです。

続いて、項戸籍住民基本台帳費、事業名戸籍住民基本台帳事務費で、戸籍法改正等による戸籍総合システム及び住民記録システムの改修費用として、繰越明許額と同額の1504万8000円を繰り越したものです。

【地域活力創生部】

まず、款衛生費、項保健衛生費、事業名環境整備経費です。生駒駅南口に閉鎖型喫煙所を設置する費用として、1983万5000円の繰越明許費を設定していましたが、電力引き込み工事が完了したため、1883万5100円を繰り越したものです。財源の既収入特定財源については、ふるさとこま応援基金からの寄附金の充当です。

次に、事業名地域脱炭素移行・再エネ推進事業については、本市が国の脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、太陽光発電システム及び蓄電池を導入する事業費として、繰越明許費と同額の2億2880万8000円を繰り越したものです。

次に、項清掃費、事業名清掃リレーセンター管理費については、クローズドコンテナの購入に要する費用として、繰越明許費と同額の693万円を繰り越したものです。

次に、款産業経済費、項農業費、事業名土地改良事業費ですが、「ため池調査委託」に要する費用として、繰越明許費と同額の754万9000円を繰越しましたので、報告するものです。

【福祉部】

款民生費、項社会福祉費の、「住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」において、令和5年度に議決いただいた、令和5年度実施の給付金について、9942万6264円を令和6年度に繰越しました。

また、「住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」において、同じく令和5年度実施の給付金について、2億1322万6018円を繰越しました。

また、「低所得者の子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」において、同じく令和5年度実施の給付金について、2億2454万7343円を繰越しました。

最後に「介護老人保健施設整備事業」において、介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の給湯温水器更新工事にかかる経費を議決いただいた同額、2803万9000円を繰越しました。

【子育て健康部】

款民生費、項児童福祉費、児童福祉経費（繰越額 1 4 1 0 万 9 2 0 0 円のうち）について、子ども・子育て支援事業計画策定に係る基礎調査の集計等の業務が年度内に完了できないことから、承認いただいた額と同額の 3 3 0 万円を繰越しました。

続いて、款衛生費、項保健衛生費新型コロナウイルスワクチン接種事業について、令和 5 年度で終了となった新型コロナワクチンの特例臨時接種に係る医療機関からの接種費用の請求等が 4 月以降に及ぶため、承認いただいた額と同額の 9 1 5 万 4 0 0 0 円を繰越しました。

また、同じく款衛生費、項保健衛生費、健康センター整備について、昇降機リニューアル工事に必要な機器の納入に日数を要したことから、承認いただいた額と同額の 3 2 2 4 万円を繰越いたしました。

【建設部】

款土木費、項土木管理費について、

「地域公共交通活性化事業」については、奈良交通が運行している路線バス富雄庄田線のバス停への屋根を設置する費用として奈良交通への負担金 2 0 0 0 万円の繰越額となっています。

款土木費、項道路橋梁及び河川費について、

まず「道路管理費」については、市内市道における路面性状調査業務委託において、2 0 0 0 万円の繰越額となっています。

次に「道路橋梁維持補修費」については、法面及び道路構造物補修工事並びに奈良阪南田原線道路舗装工事において、合わせて 4 2 0 万円の繰越額となっています。

次に「橋梁予防保全事業」については、市内における道路橋定期点検業務委託及び第 2 阪奈 1 号橋予防保全補修工事において、合わせて 6 8 4 0 万円の繰越額となっています。

次に「橋梁耐震化事業」については、中菜畑歩道橋耐震補強詳細設計に要する費用として、9 0 0 万円の繰越額となっています。

次に、「道路新設改良事業」については、生駒 1 号歩行者専用道エスカレーター更新工事、生駒 2 号歩行者専用道エスカレーター更新工事にかかる費用、及び近鉄南生駒駅東西移動施設等詳細設計に要する費用として、合わせて 7 9 2 2 万円の繰越額となっています。

次に、「河川水路改修事業」については、生駒市流域関連公共下水道青山台 1 4 0-1 3 号線工事及び水道移設工事、菜畑西壺分線支線 2 7 号他側溝改修工事、松ヶ丘南条線排水施設整備工事、及び東松ヶ丘地内側溝整備工事において、合わせて 3 6 8 5 万円の繰越額となっています。

なお、繰越明許費が当初 4 2 7 3 万 2 0 0 0 円に対して減額となったのは、生駒市流域関連公共下水道青山台 1 4 0-1 3 号線工事及び水道移設工事並びに東松ヶ丘地内側溝整備工事において、令和 5 年度中に前払金を支払ったことによる

減額となっています。

続きまして、款土木費、項都市計画費について、

「公園整備事業」については、公園施設長寿命化事業において、公園遊具の設置工事及び公園施設長寿命化計画の見直しに要する費用として、合わせて7951万5400円の繰越額となっています。

【都市整備部】

款土木費、項都市計画費において、「まちづくり推進事業」1210万円、「北部地域整備促進事業」1969万円については、学研北生駒駅中心地区及び学研高山地区第2工区のまちづくり委託料として、併せて3179万円の繰越明許費の承認を頂いており、繰越額が同額となりました。

【教育部】

款民生費、項児童福祉費、児童福祉経費について、旧門前町児童会館解体工事について、地元との調整等に時間を要し年度内の業務完了が困難となったことから、1410万9200円のうち1080万9200円を繰り越したものです。

次に「児童手当支給経費」については、児童手当の支給対象拡充に伴い、児童手当システムの改修が必要となったことから、242万円を繰り越したものです。

続いて、款教育費、項教育総務費、生駒南小学校・中学校整備事業については、地権者や関係者との調整に時間を要し、年度内の業務完了が困難となったことから、792万円を繰り越したものです。

項小学校費、小学校施設管理費については、生駒小学校の体育館門扉及びフェンス設置工事が入札不調に伴い、学校行事との関係で年度内の完了が困難となったことから、334万円を繰り越したものです。

項中学校費、中学校施設管理費については、光明中学校のプロパンガス設備改修工事を行うにあたり入札不調に伴い、学校行事との関係で年度内の完了が困難となったことから1049万1000円を繰り越したものです。

【生涯学習部】

款教育費、項社会教育費の体育施設整備事業についてです。北大和体育施設バスケットゴール非構造部材改修工事及び照明器具LED化改修工事において、同額の1482万9000円を繰り越したものです。

報告第7号 令和5年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

報告第8号 令和5年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道部】

令和5年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書です。

款資本的支出、項建設改良費、事業名新設改良事業です。予算計上額4億782万5000円に対し、前払金としての支払義務発生額、4791万9000円を差し引きした、3億5539万2000円を翌年度に繰越しましたので、報告するものです。

主な繰越の理由ですが、他工事等との調整や下水道工事の進捗状況によるもの、半導体需要の急増や樹脂原料の供給不足等による部品調達の遅れにより、繰越したものです。

続いて、令和5年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書です。

款資本的支出、項建設改良費、事業名新設改良事業です。予算計上額8523万3000円に対し、前払金としての支払義務発生額1003万3000円を差し引きした、7520万円を翌年度に繰り越しました。

主な繰越の理由ですが、関係機関との協議・調整などに不測の日数を要したことにより、工事完了が遅れたものです。

なお、水道事業、下水道事業とも繰越しました工事箇所については、早期完成に向け、鋭意事業を進めているところです。

議案第45号 令和6年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

【地域活力創生部】

款5産業経済費、項1農業費、目3農業振興費の農地利用効率化等支援補助金については、農業経営基盤強化促進法に基づいて、地域の将来の農地利用の姿として定める地域計画の中に位置付けられ、経営改善に取り組む認定農業者等に対し、必要な農業用機械等の導入を支援する国の農地利用効率化等支援交付金事業について、この度、本市の認定農業者の取組が、採択を受けたことから、国から交付される額である、120万8000円を、本市の補助金として執行するための補正予算をお願いするものです。

なお、歳入については、歳出全額の120万8000円を県を通じて交付を受けるもので、県補助金として計上しています。

【福祉部】

低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業の概要は、今年度に物価高騰対策として実施される定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方に対して補足的な給付、通称「調整給付」を行うもので、対象者は、納税者本人及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が「令和6年推計所得税額」又は「令和6年度個人住民税所得割額」を上回り、減税しきれないと見込まれる方で、給付対象者数は、約1万9000人と推計しています。給付額は、定額減税しきれない合計額を1万円単位に切り上げて支給します。給付スケジュールは、7月上旬頃に対象者の抽出を行い、同月下旬頃に確認書を発送し、8月上旬頃から給付を開始する予定をしています。

事業費については、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、事務費を含めた総額8億8095万2000円の増額補正をお願いするもので、財源については、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額活用します。

【子育て健康部】

今年度から定期接種化された新型コロナワクチン接種について、今般、厚生労働省から今秋の定期接種に係る接種費用の標準額が示されたことから、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費において、2億8393万円の増額補正をお願いするものです。

内訳としましては、接種委託料及び県外で接種された場合の補助金2億8019万円、今年度から定期接種化されたことに伴う制度の変更等について対象者に周知するための郵送料306万9000円、その他会計年度任用職員の人件費及び印刷製本費を計上しています。

なお、財源については、現在のところ令和6年度限りとされていますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金として、新型コロナウィルスワクチン接種助成金1億5072万8000円を活用するとともに、款21諸収入、項4雑入、目4雑入として予防接種個人負担金5373万円を計上

しています。

【教育部】

第2表債務負担行為補正です。令和9年4月の（仮称）壱分こども園開園に向け、令和8年度に整備運営事業者の建築工事に対するこども家庭庁の新交付金について、市負担額として2億円を計上していました。国等と具体的に協議を進めていたところ、国負担額の交付方法が明確になったことから、市負担額も精査し、合計4億593万円と、2億593万円を増額補正するものです。

議案第４６号 令和６年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第１回）

【子育て健康部】

今回の補正予算は、歳入歳出ともに、３８５万８０００円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０５億２６０３万円とするものです。

今回、マイナ保険証の利用促進のため、国から各保険者に対し保険者が把握している加入者情報（マイナンバーの下４桁）を被保険者に通知するようにとの指示が発出され、これに伴いシステムの改修等が必要となることから、追加計上をお願いします。

歳出については、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１２委託料におきまして、３８５万８０００円を追加計上しています。

財源として、款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２社会保障・税番号制度システム整備補助金節１において、システム改修経費に対する補助金２３７万６０００円を、款７繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金において、発送準備委託に係る経費分の繰入額１４８万２０００円を計上しています。

議案第 47 号 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

【総務部】

本条例は、国の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」の一部が改正され、個人番号の利用範囲を示す同法別表 2 を廃止し、各省令で定めることに変更されたことに伴い、同法に合わせた表現に文言整理を行うものです。

議案第 48 号 市道路線の認定について

【建設部】

市道路線の認定は、開発帰属によるものが 6 件、奈良県からの道路移管によるものが 1 件で合計 7 件を新たに認定するものです。

①「小明東山線支線 10 号」、②「小明東山線支線 11 号」、③「俵口町第 1 歩行者道」を新たに認定するものです。本路線は、マンション「セントポーリア生駒」の東側に位置する、俵口町地内の道路です。

次に、④「中菜畑 1 丁目 5 号線」です。

本路線は、近鉄菜畑駅の北東に位置する、中菜畑 1 丁目地内の道路です。

次に、⑤「中菜畑 2 丁目 6 号線」です。

本路線は、スーパーオークワ生駒菜畑店の東側に位置する、中菜畑 2 丁目地内の道路です。

次に、⑥「有里線支線 28 号」です。

本路線は、国道 168 号線「有里町」交差点西側に位置する道路です。以上 6 路線については、開発事業により整備され、都市計画法の規定により帰属された道路を認定するものです。

次に、⑦「西壺分小倉寺線支線 6 号」です。本路線は、第二阪奈道路壺分インター西側に位置する小倉寺町地内の道路で、これまで砂防施設の管理用道路として、奈良県が管理してきた道路です。しかし、これまで一般車両や歩行者などが通行していたことや地元からの要望もあったことから、市道として管理するために奈良県から移管を受けた道路を認定するものです。

以上、7 路線の市道認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議 案 説 明 書

【 6 月 5 日 開 催 分 】

令 和 6 年 6 月 定 例 会

令和 6 年度生駒市議会第 3 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 6 年 6 月 5 日 (水) 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 50 号	財産の取得について
----------	-----------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

消 防 長 金田和彦

議案第 50 号 財産の取得について

【消防本部】

この財産は、令和 6 年度予算として議決いただきました配備後 20 年が経過している消防団の消防ポンプ自動車の更新を行うものです。

車両と積載備品を含む購入で、生駒市物品・委託業者に登録されている業者を対象に、予定価格 2599 万 3000 円で、5 月 16 日に事後審査型条件付一般競争入札を実施いたしました。

入札の結果、3 者の応札があり、株式会社モリタ関西支店と 2585 万円で契約するものです。

なお、落札率は 99.45%でした。

納入後、配備する消防団機動第 1 分団の消防団員を対象に、装備品を含めた車両の説明と操作訓練を実施し、年度内の運用開始を予定しています。

議 案 説 明 書

【 6 月 2 4 日 開 催 分 】

令 和 6 年 6 月 定 例 会

令和 6 年度生駒市議会第 3 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 6 年 6 月 2 4 日 (月) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 51 号	令和 6 年度生駒市一般会計補正予算 (第 3 回)
----------	----------------------------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

福 祉 部 長 後藤治彦

議案第 5 1 号 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回）

【福祉部】

今回の補正予算は、本年 5 月 3 0 日に奈良地方裁判所において、生活保護申請却下処分取消等請求事件の判決が出され、原告（A 氏）、被告（生駒市）ともに控訴せず、去る 6 月 1 3 日に判決が確定したことから、判決に示された損害賠償金等を原告である A 氏に支払うことによるものです。

訴訟の概要ですが、令和 3 年 1 0 月 1 8 日に提訴された、当初の却下処分取消等請求の趣旨については、①令和 3 年 4 月 2 3 日に生駒市福祉事務所長が行った保護開始申請の却下処分の取り消しを求める、②令和 3 年 4 月 5 日付けの保護の開始申請の開始の決定を求める、③訴訟費用は被告、生駒市の負担とする内容でしたが、令和 3 年 1 2 月 1 4 日に原告から奈良県へ審査請求がされ、福祉事務所長に却下処分の取消しの裁決が出されたことを受け、令和 3 年 1 2 月 2 7 日に、同年 4 月 5 日の保護申請に遡り保護開始を決定しました。

その後、原告から請求を国家賠償法に基づく損害賠償請求に切り替える申立てが奈良地裁に行われ、令和 4 年 4 月 1 4 日に変更が許可されました。

変更後の請求内容につきましては、生駒市の生活保護廃止処分、第 1 却下処分及び第 2 却下処分に対して、慰謝料と弁護士費用を含めそれぞれ 1 6 5 万円に法定利息を付した金額を請求されるとともに、訴訟費用は被告である生駒市に負担を求めるものとなりました。

なお、生駒市福祉事務所長が行った 3 回の行政処分は、いずれも原告の実家に戻る旨の意思確認及び原告実母の扶養の意思確認に基づき、「親類・縁者等の引取り」を理由として行ったものです。

次に、判決内容ですが、生活保護廃止処分などの 3 回の行政処分に対して、弁護士費用を含め損害賠償金として合計 5 5 万円に法定利率の年 3 % の遅延損害金を加えた金額を原告に支払うよう、生駒市に命じるとともに、訴訟費用の 5 分の 2 を生駒市の負担とするものでした。

この判決を受け、理事者、顧問弁護士等とも協議し、控訴しない方針を固め、原告も控訴しなかったことから、確定したものです。

歳出については、款 3 民生費、項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費において、8 0 万 7 0 0 0 円の増額補正をお願いするもので、財源については款 2 0 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金を活用します。

最後になりますが、ただいま係争中の案件もございますが、今回の判決を真摯に受け止め、より適切な生活保護制度の運営に取り組んでまいります。